

## 教 育 委 員 会 定 例 会 議 録

### 1 日 時

令和4年8月17日（水）

開会 13時30分

閉会 15時13分

### 2 場 所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 木平芳定教育長、大森達也委員、北野誕水委員、栗須百合香委員、  
富樫健二委員

欠席委員 なし

### 4 出席職員

教育長 木平芳定（再掲）、副教育長 上村和弘

次長（教職員担当）佐藤史紀、次長（学校教育担当）井ノ口誠充、

次長（育成支援・社会教育担当）中川実、次長（研修担当）水野和久

教育総務課 課長 森岡賢治、班長兼企画員 米澤道隆、

課長補佐兼班長 小林広明、主幹兼係長 西塚夏子

教職員課 課長 野口慎次、班長 水谷匡利、主幹兼係長 奥山剣司、

主査 藤森崇史

福利・給与課 課長 青木茂昭、班長 坂口浩二

小中学校教育課 課長補佐兼班長 谷本博史

高校教育課 充指導主事 小林久哲

生徒指導課 課長 萬井洋、課長補佐兼班長 森健人、

子ども安全対策監 尾崎充

研修推進課 課長 徳岡毅也、班長 田口万紀

社会教育・文化財保護課 課長 天野長志、課長補佐兼班長 野村太郎

文化振興課 課長 川口晃

### 5 請願・陳情の付議の結果

| 件 名                                    | 審議結果 |
|--|------|
| 請願7 外部団体への無許可個人情報提供の取りやめを求める<br>請願について | 不採択  |

## 6 議題件名及び採択の結果

|        | 件名                        | 審議結果 |
|--------|---------------------------|------|
| 議案第33号 | 職員の懲戒処分について               | 原案可決 |
| 議案第34号 | 訴訟事件の処理について               | 原案可決 |
| 議案第35号 | 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任免について | 原案可決 |
| 議案第36号 | 令和4年度教育功労者表彰について          | 原案可決 |
| 議案第37号 | 三重県立図書館協議会委員の任命について       | 原案可決 |

## 7 報告題件名

|     |                                    |
|-----|------------------------------------|
| 報告1 | 令和5年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の結果について |
| 報告2 | 議会の議決すべき事件以外の契約等について               |
| 報告3 | 今後のいじめ対策について                       |

## 8 審議の概要

### ・開会宣言

木平芳定教育長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

5名中5名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

### ・前回審議事項（7月29日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

### ・議事録署名者の指名

北野委員を指名し、指名を了承する。

### ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第33号及び議案第35号、議案第37号は人事に関する案件のため、議案第34号は訴訟の方針決定に関する案件のため、議案第36号は内容に個人情報が含まれるため非公開とすることを決定する。

会議の進行は、非公開の議案第33号から第35号を審議し、公開の報告1から3の報告を受け、公開の請願7を審議した後、非公開の議案第36号から第37号を審議する順番とすることを決定する。

・審議事項

**議案第33号 職員の懲戒処分について（非公開）**

野口教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

**議案第34号 訴訟事件の処理について（非公開）**

野口教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

**議案第35号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任免について（非公開）**

野口教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・報告事項

**報告1 令和5年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の結果について（公開）**

（野口教職員課長説明）

報告1 令和5年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の結果について  
令和5年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。

令和4年8月17日提出 三重県教育委員会事務局教職員課長

1ページをお願いします。第1次選考の試験の合格状況です。

採用見込数は、採用計画の時に1番下の合計のところでは515名を想定して、申込者数は、少ない状況になってきて、2,370名です。1次選考試験の受験者数は2,174名でした。1次選考試験の合格者数は、一番右下にあるとおり1,326名という状況です。教科によっては受験者数や合格者数がちょっと少ないところもあります。

それから、2ページをご覧ください。これが各校種ごとに分かれたこれまでの10年の状況となっております。説明は以上です。

**【質疑】**

教育長

報告1はいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・報告事項

報告 2 議会の議決すべき事件以外の契約等について（公開）

（徳岡研修推進課長説明）

報告 2 議会の議決すべき事件以外の契約等について

議会の議決すべき事件以外の契約等について、別紙のとおり令和 4 年度三重県議会定例会 9 月定例会に報告するので、報告する。

令和 4 年 8 月 1 7 日提出 三重県教育委員会事務局研修推進課長

次のページをご覧ください。議会の議決すべき事件以外の契約等について、県が賃借人となる予定価格 7 千万円以上の賃貸借の契約。

所管部名、教育委員会。契約の名称、コンピュータネットワーク総合研修システムの賃貸借契約。履行の場所、三重県総合教育センターほか。契約の金額、163,434,744 円。契約の方法、一般競争入札。契約の相手方の住所及び氏名、愛知県名古屋市中村区名駅 3 丁目 2 5 番 3 号 F L C S 株式会社中部支店支店長、相良長典。契約締結の年月日、令和 4 年 7 月 1 5 日。契約期間、令和 4 年 7 月 1 5 日から令和 1 0 年 1 0 月 3 1 日。

これらのことを、三重県議会定例会 9 月定例会で報告します。説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告 2 はいかがでしょうか。

富樫委員

総合教育センターの方に入る研修のためのシステムということですよ。

徳岡課長

はい。

富樫委員

これは研修のためのコンテンツとかそういうものを全て含んだものですか。これを見ると、研修講座運営システムって書いてあって、それがそのコンテンツ、要するに先生方が色々な研修で学ぶためのコンテンツがその中に入っていて、例えば、そのセンターの中でしか見れない、本来オンデマンドで見れるような形になってるんじゃないかと思うんですけども、コンテンツを含めての契約ということですか。これを読むと、情報提供ですとか受講申込みの受け付け処理とか、受講許可の一斉配信というのが書かれてるんですけど、コンテンツがこの中に含まれてるかの説明がなかったので。

徳岡課長

1 つはこれシステム、ハードの方の機器のリース、それから研修履歴等の記録ですね、当課が行っている研修の申し込みであるとか、その受け付け受領での返信であるとか、それを全て記録していくもののソフトのシステムになります。

教育長

コンテンツは含まないということによろしいですか。

徳岡課長

はい。

富樫委員

それにしてはえらい高いなっていう印象がある。システムだけでこれだけかかるというのはちょっと。年間2,700万円そのリースでかかるっていうことですよ。

徳岡課長

そうですね。ハードの機器のリースもあるんですが、例えば電子黒板であるとか大型モニターであるとか、タブレット、パソコン等のリストも含まれますので。

—全委員が本報告を了承する。—

#### ・報告事項

#### 報告3 今後のいじめ対策について（公開）

（萬井生徒指導課長）

報告3 今後のいじめ対策について

今後のいじめ対策について、別紙のとおり報告する。

令和4年8月17日提出 三重県教育委員会事務局生徒指導課長

（尾崎子ども安全対策監説明）

資料1 ページをご覧ください。

「1 いじめ防止対策ワーキンググループでの検討」ということで、令和4年3月17日に知事に答申された、三重県いじめ調査委員会の調査報告書の提言をふまえ、教育委員会と子ども・福祉部による、いじめ防止対策ワーキンググループを設置し、具体的な対応方策を検討してきました。

ワーキンググループでは、全県立学校を対象としたいじめに対する組織対応の進め方や、部活動の指導体制に係るアンケートあるいは重大事態に対処した経験のある校長への聴き取り、有識者2名から意見を伺うなどして検討を進め対応策を取りまとめました。四角で囲んでいるのは、調査報告書の再発防止の提言をふまえて、ワーキンググループにおいて検討した項目8項目でございます。

「2 9月から実施するいじめ対策」ということで、8項目に沿ってまとめております。（1）教職員が生徒の思いや変化に気づき、すぐに対応する意識と資質の向上としまして、①学校がいじめを発見または情報を得た際、これまでは事実確認を把握してから、委員会に共有をして対応を決定しておりました。それを、迅速・確実に対応を進めるために、9月以降の対応としまして、原則その日のうちに、校長と関係教職員が情報共有し、当面の対応を決定して直ちに取り組むこと。

また、学校がいじめの情報を得たら、速やかに事実確認するとともに、事実確認に時間を要する場合には、被害側の児童生徒や保護者に状況を丁寧に伝え、必要な対応を行うこととします。②ワーキンググループによる学校へのアンケートや聞き取りから、意見があったケースについては、弁護士にも確認の上、それぞれの内容に応じて5点ございますが、留意点を学校に示します。

2ページをご覧ください。まず、「ア SNS上でのいじめの場合」ということで、加害児童生徒への削除の指導あるいは削除要請等による二次被害を防止すること。また、内容によっては、警察への連携を図る。「イ 双方に原因があり、被害加害の別が判然としない場合」は双方から丁寧に経緯を聞く。また、双方が心身の苦痛を感じている場合は、双方向のいじめとして対応すること。「ウ 行為の内容や日常の人間関係などから、いじめの判断が難しい場合」では法の定義に基づいて、被害側が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして対応するとともに、「ふざけ合い」等を常態化をさせないため、学級あるいは学年全体に指導すること。「エ 被害側が加害側への聞き取りや対応を拒む場合」アンケートからもご意見が上がっておりまして、対応を望まない理由を把握して、見守り体制を強化するなどして、被害生徒を全力で守る、そういったことを約束した上で、どのような対応が可能か被害側と協議をする。また、保護者だけでなく、被害児童生徒の意向も確認して、そういう機会を確保すること。それから「オ 重大事態と認定すべき場合」ということで、被害側からの申立があった場合は、事実関係の確定を待たずに認定すること、進路変更の相談があった場合には、理由を丁寧に聞き取って、背景にいじめの疑いがある場合は、直ちに県教育委員会に報告すること。また、被害側にはスクールカウンセラーによる心のケアなど、十分な心理的な支援を行うこと。こういった5点を留意点として、学校に示して参ります。

「(2) 校内いじめ防止委員会を中核とした学校における組織対応の強化」として、学校で行ったアンケートから課題としまして、養護教諭など保健の立場からの参画が3割程度、あるいは構成の平均人数も10.4人と人数が多く開催する時間を捻出しにくい、そういった課題をふまえて、見直しの視点ということで4項目ございます。

適切な人数になっているのか、あるいは構成はどうか。また、委員会は必要に応じて臨機応変に開催できているのか。特に、いじめの認知につきましては、いじめの情報を得てから3日以内に開催ができる状態なのか、あるいは、委員会はいじめに対する具体的な対応方針を、ただ単に報告にとどまるということではなく、委員会として決定して実行できているか、こういった4点を年度内に、県立学校において、見直しの視点ということで図って参ります。

「(3) 部活動の意義と指導・相談体制」につきましては、顧問以外の担任や、あるいは教育相談担当者にも相談できる体制を9月中に全ての県立学校で整えて、生徒に周知をしていくこととしております。

3ページをご覧ください。「(4) 相談しやすい環境づくり」ということで、日頃から教員による日常の観察、あるいは声かけや個別面談等を行っておりますが、さらに、いじめの発見の大きな手だての方法であるアンケートについて、これまで学期に1回紙媒体で行って参りました。9月以降は、学期に1回のこのアンケートは継続しつつ、学習端末等を活用して、いつでも学校にいじめを伝えられる環境を年内に整えることとしており

ます。また、②ですけれども、教職員用の研修動画を作成し、県立学校に配布をしていくというふうにしております。

「(5) 情報モラル教育の充実」につきまして、非常に認知件数が年々増加しているということもふまえて、「ネットいじめを起こさせない・許さない」ことを意識づけるために、出前授業や外部人材の弁護士の方による情報モラルに関する授業や講演、あるいは県教育委員会の職員が『人権教育サポートガイドブックⅡ』等を活用して出前事業を9月以降、取り組んでいくということとしております。

「(6) いじめ防止のための生徒の主体的な関わり」ということで、4月と11月をいじめ防止強化月間としております。従来からもピンクシャツ運動等に取り組んでおりますけれども、児童生徒が自分事の問題として、しっかり話し合ったり、自分事として考えて取り組む、そういった活動を推進していくこととしております。

「(7) 問題に直面した生徒を支える取組」としまして、いわゆる児童生徒が問題に直面した際に、周囲の大人がその兆候を発見して支えられるようにするために、「いじめ早期発見のための気づきリスト」を従来は学校だけでしてございましたけれども、学校と家庭が見守りの視点を共有して、いち早く子どもの変化を把握できるように、ということで5ページをご覧ください。

5ページの方が、学校用のアンケートでございます。こちらについても修正をしております。裏面をご覧ください。保護者用の気づきリストということで、子どもの様子の視点を挙げております。特に保護者用のリストにつきましては、お子様の様子で気になることがあれば、学校に相談くださいということで、子どもの様子が気になったらということで、学校への相談チャンネル、あるいは三重県教育委員会の主な相談窓口を掲載しております。

4ページにお戻りください。このアンケートにつきましては、9月中に各学校を通じて、全ての保護者に配布するとともに、PTAなど関係団体にも説明をして活用を促してまいります。

最後に「(8) 被害生徒の保護者との信頼関係の構築」ということで、特に弁護士等による専門的な助言が適切な時期に行われるよう、県立学校と連携して取り組んでまいりますとともに、できる限り保護者への連絡は速やかに対面で行うこと、あるいはスクールカウンセラー等の専門人材も積極的に活用して、児童生徒や保護者の心のケアを図ること、また、被害児童生徒から保護者に伝えないで欲しいという要望があったとしても、見守り体制を強化するなど、被害児童生徒を全力で守るといったことを約束の上で、保護者とも状況を共有することの必要性を児童生徒に十分に説明し、理解を得て保護者に伝える、こういった辺りを徹底して参りたいと考えております。

「3 今後の対応」ですけれども、各県立学校にこの対応策を通知した上で、9月から実施して参ります。各県立学校での取組状況やスケジュール等については、10月中に把握をしたいと考えております。

また、小中学校にも、取組の参考となるよう、市町教育委員会の方に送付をしたいと考えております。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

## 【質疑】

教育長

報告3はいかがでしょうか。

富樫委員

これ(4)で相談しやすい環境づくりというところで、これまでは紙ベースでアンケートされていたのが学習端末を使えるようになるということですが、こちらでも匿名性は担保されるのか。子どもたちが安心していく答えられるということですか。

尾崎子ども安全対策監

学期ごとのアンケートは継続しておりますので、学校の中で匿名性を担保しているところを大事にしているところだと思います。

富樫委員

紙のアンケートは継続して、それに加えて学習端末を使うことができるようになるということですか。

尾崎子ども安全対策監

ハイブリッドで、紙媒体アンケートも学校の実情に応じて、活用いただいても構いませんけれども、環境の整備を年度内には整備をしていくという方向で進めてまいります。

森課長補佐

補足させていただきます。今も各学期に1回、学校では紙ベースで子どもたちのアンケートをしております、それは学校によって記名式も無記名式もございます。加えまして、子どもたちが持っている学習端末、あるいは情報端末を活用して、例えば、自宅でも子どもたちが安心できる環境で答られるように、24時間365日いつでも子どもたちがいじめを伝えられるようにということで、こういった取組をさせていただこうと検討させていただいたものでございます。

富樫委員

先生方のアンケートの手間がそちらに移って、窓口が広がるような意味合いですか。

森課長補佐

そういうことでございます。

栗須委員

その取組をやってこられて、相談の窓口があって子どもたちが相談をする、不安を訴えるっていうように窓口が増えるということは良いことだと思うんですけど、その取組を行って来て実際に子どもたちが救われたであるとか、安心できるようになったとか不安が少なくなったという数字的な効果は出てきてるんでしょうか。



#### 森課長補佐

オンラインによるアンケートにつきましては、少し準備も必要ですので、実はいくつかもうすでに実施してる学校もあるんですけども、準備を整えてそれぞれの学校でやっていくということなんですけども、子どもたちが、それでどのように安心を感じているかということにつきましては、10月にも各学校の取組予定であるとか、取組の状況、それから取組にあたっての様々なこともお聞きもさせていただきますし、その後も学校から情報収集して、今後の改善にもつなげていきたいと思っております、今後そういう声を大切にしていきたいと思っております。

#### 教育長

仰られたのは、いじめのアンケートで、今3000件近く認知件数が年間全ての校種であると思うんですけど、その中で例えばアンケートで子どもや児童生徒が訴えて認知できたというのは、何件ぐらいあるかというのは分かりますか。

#### 森課長補佐

年によって違いますけれども、概ね5割強がアンケートによって、学校が把握しております、大体3000件ちょっとありますので、1500、1600件ぐらいがアンケートによる把握です。

#### 栗須委員

この生徒を支える取組っていうところで、大人がその兆候を発見して支えられるようにするために、という子どもたちをいじめから支えるというこの行動は色々あるということですが、実際にそれによって、救われましたとか助かりましたとか、親も安定しましたっていう結果を把握できたうえで、10月からの取組に全部繋がっていただきたいなと思うんです。目的を持ってこれをやりますという入口があると思うんですけども、なかなか出口ってところの押さえ方っていうのが、企業でのものづくりに例えるつもりは全く無いんですけど、工場の中で良い製品を作りましょう、こんなことが起こるとこんな不具合が起きるかも知れない、不良品ができ上がってくる、だからこういう歯止めをかけましょう、こういう罫をかけてミス無くしましょうということ、そういう入口に入れて結果は製品の不良率が下がりましたというところを確実に追いかけて行くんですけども、ちょっとそういうところが甘いという言い方は大変失礼ですけど、子どもたちのことで色々な良いことを考えておられるんですが、本当の子どもたちの思う心の数字っていうのが、こうなんだなっていうふうに私が受け取られるものがなかなか無いなって思うんですね。他の委員の方々がどうかは分かりませんが、今おっしゃられることは、これから9月10月に向けてこういう良いことをやって行かれるわけですが、ぜひ良い結果を得られるよう、やられる以上は子どもたちにとって、安心できるものでありたいと思います。

#### 森課長補佐

この取組をやってどれだけの子どもたちが救えたのか、あるいは救えなかったのか、

そのようなところは大切なことだだと思います。残念ですが、ご指摘のとおり今そういうものを取っておりませんので、今後そういうことをしっかり検討していきたいと思います。

大森委員

1 ページの2の(1)①の9月以降の対応のところなんですけど、これまでの対応は、聞き取り等により、事実関係を把握してから共有し、対応を受けているということで、9月以降は原則、その日のうちにというこの「その日のうち」と言うのは、栗須委員が言われたような色々聞き取りの中で出たらすぐ何件もあってもこれをやるのかとか、校長と関係教職員が情報共有し、当面の対応を決定して直ちに組み組むとすると、これ当事者ばかりになってしまうと、ある意味、興奮状態にあってしまうと間違った判断をしかねないこともあるのかなと。今までの対応であれば、そこに教育委員会が入ったりして、ある程度冷静な人も入って対応を決めていくということができたと思うんですけど、ここでその日のうちに当面の対応を決定し、直ちに組み組むとなってしまうと、間違った判断を起しかねない。そのために、例えば②のこういったところについては、ある程度ガイドラインを各学校に提示をして、こういうフェーズであればこういうふうに取り組んでくださいよっていうのをこの日の内に決める。それでさらに色々な事実確認をしていくということなのか。情報を得たらその日のうちにという表現が非常に引っかかって、集めてそれを全部こういうふうにするのか。何をというところがちょっと分からなかったので、説明していただけるとありがたいです。

森課長補佐

これまでの事務の対応につきましては、迅速さに欠けるというようなご指摘もいただいております、いじめに関する情報を得た場合には、その日のうちに、校長と関係教職員と共有して、当面の対応っていうのは、まず事実確認をするっていうことが一般的になるのかなと思いますけれども、方針を決定して取り組んで、その迅速性というところを前に出したということです。おっしゃられるように、学校が対応の判断や認知の判断に困るというようなケースについては、アンケートで把握をしましたので、それについてはこれもケースによって違いますので、あまり細々と書きすぎると判断を間違えることになるんですけども、留意点については、こういう形で留意しながら対応を進めるということで、一定はお示しをさせていただいているということです。

大森委員

ということは、3ページの(4)に書いてある相談しやすい環境づくりで、学期に1回のいじめアンケートで学習端末から出てきたら、それは全部その日のうちに提供すると。

森課長補佐

その日のうちに情報を共有して、アンケートの場合は、非常に断片的なものも含まれたり、様々な情報がありますので、1回どういふものが出てきたのかっていうことをきちんと共有し、本人に確認をしたりとか、あるいはそのクラスの方にアンケートをする

のかとか、そういう方針については、一定の方向性をそこで検討するということです。

大森委員

ある程度運用というか、この1ページの2つの対応の運用の面では、そういったガイドラインなり、マニュアル的なものを各学校に出して、各学校が誤った判断をしないような対策を取られると。

教育長

ちょっと補足させていただきますと、アンケートをして情報を把握するっていう場合ももちろんあるんですけども、普段教員が見る中で、いじめじゃないかとか、あるいは児童生徒の方から、こういうふうな行為があって嫌な思いをした等があった時に、管理職への報告が遅れたり、関係する教員の見守り方の共有が遅れたりしがちっていうことがありましたので、ここで言ってるのは、そのような情報を得た時に、あるいは自分が発見した時に、まずその日のうちに校長と例えば担任や養護教諭などとそういった事実を共有すると。その上で、事実確認の提供ができる環境が難しい状況であれば明日すると、その間しっかり明日の朝も含めて見守るのかということを決めて、最初の苦しい状況を伝えた児童生徒への対応を、しっかり見守って分かっているよっていうことなどをするっていう意味合いです。急に何かがあって、これはもういじめだとか決めたり、あるいはその事実確認も不明瞭のまま対策を講じるということではないです。

大森委員

まず事実の確認をするということですか。

教育長

まず事実確認をするっていうことを決めるってこともありますけれども、中々すぐにその日のうちに何人もの事実確認を終えられないことがあって、すると、せっかく言ってくれた児童生徒の思いに答えられなくて、不安な思いや怖い思いをそのままにしまおうということが、ありがちになりますので、そうならないようその日のうちに校長なり管理職、それから関係の学年団にしっかり共有をして見守るということと、聞き取りは今日する、あるいは今日出来ないなら明日するとかをまず決めるということなんです。

大森委員

二段階になるっていうことですね。

教育長

そこを抜けてしまうと、せっかく勇気を出して言ってくれた子に対するところが、3日経っても4日経っても何か変わってないなということになると、本当に申し訳ないので。

北野委員

9月以降の対応で、その日のうちに校長と関係職員が情報共有をしてっていうことで、内容によって生徒さんから申し出があった時っていうのは、聞き取りとかをされると思うんですけども、外部から情報を得たりとか、先生がパッと感じてすぐに行動に移すことで、子ども同士でお互い解決できたことが、先生が関与することで、かえってこじれていくっていうことも、何かあったってちょっと聞いているんですけども、その辺は色々なマニュアル等もあると思うので、子どもたちへの聞き取りというのは、慎重にしていきたいなっています。

#### 森課長補佐

直ちに、何が何でも本人に聞き取るということばかりではないと思います。いじめの気づきリストの学校用のところに、子どもの様子が気になったらというところで、5段階に分けて書いてありますけれども、気になったら学校内で職員と共有して見守りをしたりであったりそういうようなこともしながら、これはもういじめだとか、これはもうきちんと大人が介入しないとだめだよ、というような場面を見たりそのような情報を得たりした時には、直ちに対応も必要かも分かりませんが、そこは子どもの状況を見ながら丁寧にするものだと思います。

#### 教育長

色々ご意見いただきました。この内容については、別途県立学校長に対して説明したり、改めて県立校長会で説明したりすることがあり、分りにくかったりするといけないですので、ご意見もふまえてより分かりやすく、その通知をさせていただきます。

—全委員が本報告を了承する。—

#### ・審議事項

##### 請願7 外部団体への無許可個人情報提供の取りやめを求める請願について（公開）

（森岡教育総務課長説明）

請願7 外部団体への無許可個人情報提供の取りやめを求める請願について  
請願について、別紙のとおり提出する。

令和4年8月17日提出 三重県教育委員会教育長

まず2ページの請願書をご覧くださいと思います。3月22日付の請願書です。

「1 請願の要旨」ですが、児童生徒や保護者の同意なく、児童生徒や保護者の個人情報を任意加入の団体に提供しないことを求めます、ということでこの任意加入の団体というのがPTA等となっております。それ以外にも高体連や高文連などの団体もございます。

「2 請願の理由」です。県内公立学校では児童生徒の家庭連絡等に利用する目的で、児童生徒・保護者の個人情報を収集・保管しています。収集した個人情報は学校運営のために必要最小限の範囲で使用されるべきものであり、児童生徒や保護者の同意なく、外部提供されてはなりませんと主張をされております。

次の段落の下段のところですが、PTA等が果たしてきた役割を否定するものではあ

りませんが、学校と結びつきの深い団体であるからと、個人情報の外部提供を行うことは、少し前の個人情報保護法第11条第1項のようですが、「個人情報を保有する目的」に照らし合わせてみても、不適切であると考えます、と言われております。

よって、最後の段落ですけれども、PTA等への登録にあたっては、それらが任意加入の団体である場合、その旨について保護者に十分な説明を行うとともに、登録の同意を得た場合に限り、学校が個人情報を利用して登録を行うようにしていくことが必要である、とのことです。

その請願に対しまして、教育長の意見です。1ページの1番右の列ですが、まず1つ目の丸、PTAの活動については、それぞれの団体ごとに様々な活動が行われており、子どもたちの健全育成を目的とした活動や、学校支援活動や地域での諸活動など、地域や学校において重要な役割を果たしてきたところです。

このような経緯や趣旨をふまえ、多くの方々にPTA活動に参画いただくためには、活動の目的や趣旨を会員の方々や学校の関係者、地域住民などにご理解をいただくことが重要と考えています。そのうえで、任意団体であるPTA等への個人情報の提供については、個人情報保護法及び三重県個人情報保護条例に基づき、適正に取り扱われることが求められているものです。

県立学校においては、個人情報の適正管理について、毎年4月に県立学校長・事務長会議において周知しているところであり、PTA等への個人情報の提供にあたっては、保護者の同意を得たうえで、情報提供を行っているところです。今後も引き続き、個人情報の適正な取り扱いについて周知徹底してまいります。

また、小中学校においては、個人情報等の適正管理の徹底について、毎年6月に各市町等教育委員会に通知しているところであり、引き続き、個人情報の提供についても適正に取り扱われるよう、機会をとらえて要請をしております。

いずれも、PTAが任意加入の団体であることを前提として加入していただいているということですので、本請願については不採択といたしたい。説明は以上です。

#### 【質疑】

教育長

請願7はいかがでしょうか。

#### 【採択】

—全委員が本請願の不採択を承認する。—

#### ・審議事項

##### 議案第36号 令和4年度教育功労者表彰について（非公開）

森岡教育総務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

#### ・審議事項

##### 議案第37号 三重県立図書館協議会委員の任命について（非公開）

天野社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・閉会宣言